

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成28年3月7日（月）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第26号「所沢市市民医療センター倫理審査委員会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

吉村委員

第1条の医学研究とは、具体的にどんな研究なのか。

小峯総務課長

人を対象とした傷病の成因と病態の理解、傷病の予防方法、診断方法などが該当するものです。

吉村委員

今までは医学研究が行われていなかったが、今後予定しているということか。それから、具体的な研究課題はあるか。

小峯総務課長

内科医が埼玉医科大学との共同研究を始めます。内容については、急性膵炎を引き起こすウイルスに関する同定研究ということで、こちらからは患者の血液や便などの検体を提供することが想定されることから、倫理審査委員会を設置して審議を行う予定です。

平井委員

この研究の結果については、どのように扱うのか。

小峯総務課長

埼玉医科大学との共同研究ということで、いずれ学会等で研究発表を行うなど、公表になる可能性もあります。

平井委員

この研究はどのくらいの期間で結果を出すものなのか。

小峯総務課長

研究自体は埼玉医科大学で今までも続けて行っており、市民医療センターとしては倫理審査委員会条例制定後、検体の提供について審議をし、来年度中には検体を送りますが、結果がまとまるまでは期間が必要と聞いております。

末吉委員

医学研究に協力していく上で、医療センターにとって想定されるデメリット、リスクはどんなものがあるか。

小峯総務課長

検体を採るには、患者に十分な説明をした上で同意を得て行います。また、採血や採便ということで比較的軽い負担の検体の採取となりデメリットはないと考えております。

末吉委員

メリットについてはどんなものがあるか。

小峯総務課長 共同研究の一員ということで、学会等で発表された場合には他の医療機関からの患者の紹介を受けることが考えられます。また、医師のモチベーション向上にもつながるのではないかと考えております。

矢作委員 第2条で、市長の諮問に応じ、と定めているが、この研究が終わった後に別の研究を持ちかけられたときに、この委員会で審査をするということによろしいか。

小峯総務課長 そのとおりです。

矢作委員 検体の種類や、リスクについてこの中で審議をして結論付けていくということか。

小峯総務課長 そのとおりです。委員会へ意見を求め、その意見をもとに検討を行います。

加藤市民医療センター事務部長 研究機関の長が研究についての許可の権限を持っていますので、その許可を下すに当たって倫理審査委員会の審査を受けるという条件です。直接の許可は倫理審査委員会ではなく、研究機関の長が許可するという流れになります。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第34号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

対象になるのは、どんな職種か。

小峯総務課長

人間ドックのコースの中で、診察にかかる内科医が対象となります。

【質疑終結】

【意 見】 なし

【採 決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時9分）

（説明員交代）

再 開（午前9時10分）

○議案第40号「所沢市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する  
条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

地域密着型通所介護を受けるための地域の範囲とはどのようなものか。

池田高齢者支

所沢市内にお住まいの方です。

援課長

平井委員

市外の親を引き取った場合は対象となるのか。

池田高齢者支

所沢市内にお住まいになっていれば対象となります。

援課長

【質疑終結】

【意 見】 なし

【採 決】

議案第40号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと  
決する。

○議案第41号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員 条例改正を行わない市町村もあるとのことだが、改正は必要なものなのか。

仲介護保険課 条例改正を行わない市に確認したところ、今回の条項を入れずに市長が特別な事由があると認めた場合といった条項に該当させて減免をすること、自宅買換えによる減免を考えていない、というところがありました。前者のほうが多かったように思います。

吉村委員 リバースモーゲージの仕組みを利用した場合は、この減免制度に当てはまるか。

仲介護保険課 リバースモーゲージの場合は財産を担保にして融資を受け取り生活をしていくものでございますが、この条文では、買換えで新しい住宅を取得した場合ですので、対象にはなっておりません。

吉村委員 具体的な例として、一戸建てを3,000万円で売却し、新たに1,500万円でマンションを購入した場合は譲渡所得が出てくるが、こういう

場合は当てはまるのか。

仲介護保険課 長 差分に当たる1,500万円が保険料の対象になるということです。3,000万円で売却し、4,000万円で購入したとしますと、差し引きマイナスが出ますので、譲渡益はなかったということで計算するものです。

吉村委員 保険料の全部または一部の納付期限を猶予するというのでよろしいか。

仲介護保険課 長 第10条は一時的に徴収を猶予するというのですが、第11条について減免の規定としております。

平井委員 3,000万円で買ったものを4,000万円で売った場合ということか。

仲介護保険課 長 3,000万円で売って、4,000万円で買った場合はマイナス1,000万円ということで保険料の対象にはなりません。4,000万円で売って3,000万円で買った場合には、1,000万円の譲渡益が出ますので、差分の1,000万円は介護保険料の対象となります。

松本委員 年金生活をしていて、買換えをした。譲渡所得が増えると保険料が上が

るから、その分を猶予しよう、ということによろしいか。

仲介護保険課  
長

おっしゃるとおりです。

末吉委員

改正するに当たり、その目的はどのようなものなのか。

仲介護保険課  
長

元々の経緯は、総務省の行政相談ということで、持家の売買をしたときに実際には所得が残らないのに介護保険料だけは高額になった、という苦情が国にあったものです。それはなぜかと申しますと、国民健康保険や後期高齢者医療保険の場合には、旧ただし書き方式の総所得金額等で計算します。その場合、住んでいた土地・家屋を売った場合には3,000万円の特別控除があり、それを差し引いた後の金額が総所得金額です。ところが、介護保険の場合には、全国一律合計所得金額で計算しますので、特別控除前の金額で計算することになります。そうすると、国民健康保険や後期高齢者医療保険、住民税については所得がないとして計算されるのに対し、介護保険料だけが高額となってしまいます。総務省へ行政相談があったものについて、厚生労働省へ減免をしたらどうかというような斡旋がありました。介護保険の場合は、介護保険法第142条の規定により、地域の実情に合わせて市町村が減免の規定を条例で定めることができますので、厚生労働省から都道府県を通じ各保険者に対し、減免条項をつくって

はどうかという事務連絡があったものです。他の税や料との公平性の確保  
ということで、介護保険料について減免規定をつくるものです。

末吉委員

介護保険法上の仕組みとのことだが、法律が整合性を欠いている部分があるということか。

仲介護保険課  
長

介護保険について合計所得で計算するという点については、国民健康  
保険や後期高齢者医療の場合は総所得金額等に税率・料率を乗じますが、  
介護保険の場合は、所得段階に応じて料率を設定するものです。このため、  
介護保険制度ができたときに、総所得金額よりも合計所得金額の方が理解  
が得られやすいということで、介護保険法施行令で規定されたということ  
です。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第41号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと  
決する。

休憩（午前9時21分）

（説明員交代）

再開（午前9時23分）

○議案第25号「所沢市子どもと福祉の未来館条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

条例の第1条のところで、地域福祉および子育て支援の推進を図ることを目的とした複合施設であるということだが、当初は総合福祉センターのようなお話もいろいろあり、いろんな団体の方たちがつくるところにもいろいろ関わってこられたと思うが、パブリックコメントで、この条例に対する意見として、障害者の方たちから様々な意見も寄せられていたかと思う。そのあたりのことは、どのように反映されたのか。

北田福祉総務  
課長

パブリックコメントで意見が寄せられたというのは、立ち上げの時から関わっていただいている障害者団体の方々から、障害者という文言を入れてほしいというお話がありましたが、地域福祉ということ、高齢者の方も障害者の方も、子どもも含めて、もう少し大きな範囲でとらえるということで、地域福祉を推進するという形で表させていただくということで、お答えしました。

矢作委員

地域福祉というところで、とらえている部分についてご説明いただきたい。

北田福祉総務

地域福祉は、高齢者から子どもまでということで、一言で言いますと、

課長

地域の生活課題や地域課題に対し、いかに地域の住民の方々と行政が連携をして、問題を解決していくかということになると思います。こどもと福祉の未来館には、市職員も入りますし、地域福祉の推進を行っている社会福祉協議会も入りますので、そういったところと密に連携をし、地域福祉が推進できると考えています。

矢作委員

パブリックコメントの中でも、障害者基本法を反映させてほしいという意見もあったかと思うが、条例の中で含まれている部分はあるか。

北田福祉総務

課長

障害者という、具体的な文言が入っているわけではありませんが、目的としては、地域福祉を推進するということが前提になっていますので、そこに包括されていると考えています。

矢作委員

利用者団体の方からは、今までと同じような活動を続けていかれたいということだと思うが、そのあたりは、今までと同じような活動が、この場所でも継続してできるということによろしいか。

北田福祉総務

課長

ボランティア団体であったり障害者団体などは、現在、旧庁舎を利用されていると思いますが、未来館においても、地域福祉を推進するということで、当然こういった団体の方々は目的にあった活動をされていると思いますので、優先してご利用いただくことを考えているところです。

矢作委員

利用について、減免の規定もあるが、これまで減免を受けていた福祉の団体には引き続き減免されるのか。

北田福祉総務

課長

団体の使用の目的や内容で判断することになるかと思いますが、その団体の活動の目的が、福祉の推進に関係するものであれば、減免をしたいと考えています。

松本委員

趣旨のところ、地域福祉および子育て支援の推進を図るという目的からすると、館をつくって団体がいろいろなイベントを行うというベースがないと大変である。昨日も柳瀬で福祉まつりがあったが、おおぞら支援学校やふるぺらが出ていたり、地域と障害者との連携がうまく育ってきている。

ここで、中央に館ができると、団体にも属さない、今、子育てで悩んでいる、単独で、孤立している層に対し、こどもと福祉の未来館が率先してそういった方々に声をかけていくイベントの企画というか、この館の周知徹底をどう図るかというのが、この館を利用してもらう目的にかなってくると思うので、ぜひそういった、悩めるお母さんや高齢者が、個人でも出てくれるような館のPR、イベントづくりをぜひしていただきたい。そこで館をつくった魂が入ってくると思うので、そういったことでこの条例を生かしてもらいたいと思うのだが、いかがか。

齋藤福祉総務

周知に関しては、いろいろな公共施設にイベントのチラシなどを置いて

課主幹

お知らせしたいと思っていますし、社会福祉協議会の各地区担当などがアウトリーチし、地域で困っている方などの情報を把握してくるので、困っている方に合ったイベント等があれば、お知らせしていきたいと思っています。

平井委員

先ほどの矢作委員の続きであるが、減免について、使用の目的と内容で判断ということであったが、今までは、障害者団体が施設を利用する場合の内規や要綱はあったのか。ここだけの答弁では、本当に減免できるか心配であるため、どのようにするか教えていただきたい。

齋藤福祉総務

減免の規定は規則で定めさせていただき、細かい内容になってくると要

課主幹

綱などになってくると思いますが、基本的には規則を作るということです。

末吉委員

施政方針にもあったが、発達支援に関して、国立精神神経医療研究センターと連携されるとのことであるが、連携体制について、来てくださるのか、館の中でどのように連携が取られて具体的な事業が行われるのか、もう少し教えていただきたい。

青木こども福  
祉課長

連携協定につきましては、事業の開始は平成29年1月からですが、準備段階の時期から連携協定を結ばせていただいたことで、細かな点を気軽に相談ができる状況です。今は仕組みをつくっているところであり、専門的な見地からアドバイスをいただいています。具体的には、保護者支援の1つであるペアレントトレーニングというものもありますが、例えば精神保健研究センターで開発された、精研式というものがあります。また、スクリーニングと言ってよいかわかりませんが、保護者に対する質問紙でも精神保健研究センターにより日本語版を作成したものもありますので、開発したところから直接指導、研修を受けることも可能となりますので、その導入や活用の方法については、今後さらに調整していきたいと思っています。

末吉委員

当委員会では、昨年夏に委員会視察で、大阪府吹田市のこども発達支援センターに行ったが、松原学園のような施設と同時に子どもセンターがあった。その中に感覚統合療法を活かしたような遊具やいろいろな道具があり拝見したが、このセンターの中にもそういった、療育的に活用できる遊具や機材といったものは整備していく方針か。

青木こども福  
祉課長

感覚統合に活用する遊具や設備なども用意をする予定です。また、具体的な備品類の購入の際は、先ほどの連携協定もありますので、精神保健研究センターにも相談しながら揃えていきたいと考えています。

末吉委員

こども支援センターについて、発達支援ということに全面的に特化しているということであるが、例えば知的障害と発達障害と言われているものに対して、線引きはどこですか、発達支援の定義をどのようにしているのか教えていただきたい。

青木こども福祉課長

条例では、利用対象者として、第19条第2項に定めており、発達障害者支援法第2条第2項に規定するとさせていただいています。診断があるか、またはその疑いがあるということで、支援を行います。ただ、研究では、知的障害を伴うということも、かなりの割合であると言われていまして、知的障害が中心の支援であれば、松原学園や他の施設を紹介することもありますし、こども支援センターでの支援に一定の成果が見込めるといふことであれば、こちらで支援していきたいと考えています。

末吉委員

例えば松原学園なりに入ることでできる年齢であれば、そういう方法もあるかと思うが、最初の段階で言えば、そういった入園前、乳幼児期からの早期支援が必要であったはずであったと思う。これを見ると、発達支援という言葉自体が、新しい概念であるかと思うが、正直に申し上げると、身体や知的の子どもたちに対する不安や相談に対し、取り残された印象がある。その部分についてお答えいただきたい。

青木こども福祉課長

当市ではこれまでも、かしの木学園では、主に身体障害、松原学園では主に知的障害のある子どもたちへの支援を行う施設があり様々な支援を行っています。支援センターの位置づけとしましては、同じ、児童福祉法の中での児童発達支援の事業を行っていますが、喫緊の課題である発達障害に対する支援を行うものです。そういった意味では体制は整っていると考えています。

また、早期支援については、気づきがあった時点からの支援とは言っても、あまりに早期すぎても、支援の方法がないというのが現時点での実情であり、主に2歳半から未就学の子どもたちにターゲットを絞らせていただいています。

越阪部委員

結構なことだと思うが、中央集権ではないが、1つのところに集まって、ということが、ある意味では発達障害の支援に特化するのかもしれないが、今は、困っていることという、6人に1人が生活困窮ということもあったり、一般的に生活している中で困っているということは、子ども、子育て支援となると、地域の中でいかに連携のことも含め、地域包括センターやいろいろなことがあるが、そういう中での位置づけというか、関係というか関連というか、そういったものはこれからどのように考えていくのか。

北田福祉総務

これからは福祉全体が地域と密接に関わっていくということになると

課長

思います。その中で、高齢者や子どもをはじめ、法や制度の狭間で困っていたり、家族が問題をたくさん抱えていたり、そのような中で声を出せない方がいらっしゃると思います。そういった方々に対し、私どもとしましては社協と連携をしまして、相談に来られない方にはこちらからアウトリーチを行ったり、また問題があった場合に地域で支え合うネットワークであったり、これからは特に、地域との連携を密にしていく必要があるかと思えます。

また、まちづくりセンターを中心としたまちづくり協議会や、民生委員、町内会等とも一層連携をして、福祉課題のある方を支援していくための中心的な施設にしていきたいと考えています。

越阪部委員

その部分が見えづらい、わかりづらいということが起こっている気がする。もっと言えば、今学校がどうなっているのか、まちセン、協議会といったところがどういった関係であるのか、その中で掬っていく、支え合うとは言っても、そのつながりのようなことがよくわからない。市民にとっては、わかる人にとってはありがたいのかもしれないが、関わりやつながりはどのように見えるようになるのか。

北田福祉総務

課長

福祉のネットワークがあり、その後まちづくり協議会にて、もう少し大きなコミュニティのネットワークができたかと思えます。見えにくいというご質問ですが、福祉課題をいかにいろんなところと連携して進めていく

か、学校やまちづくり協議会、それに社協を中心とした福祉のネットワークの構築の中、一口に連携という言葉だけでは括れないところもありますが、重層的な部分がある程度解消しながら、風通しの良い仕組みを今後考えていきたいと思っています。

越阪部委員

今おっしゃった、福祉のネットワークが見えづらくなってしまっているのだと思うが、そのあたりが見えるようになるための手立ては考えているか。

北田福祉総務

地区によっては福祉のネットワーク会議というものが先にできている

課長

こともありますが、現在、行政でまちづくり協議会を設置しており、その中の福祉部会が、福祉のネットワークが融合し、ある程度組織立てをしていければと考えています。

越阪部委員

こちらから協議会やネットワークに対し、こういったことなんだと示し、こういうことがあるからこうしたらどうかというように、何か例示というか、示していることはないのか。

斎藤福祉総務

行政や社会福祉協議会が地域に入っていく場合に、まちづくり協議会な

課主幹

どもでき始めていますが、その中に福祉部会が設置されている中で、その福祉部会には、地域の民生委員ですとか、地域に携わっている方が入って

います。社会福祉協議会の地区担当や、CSWと呼ばれる人たちがそこに入り込み、そこで出たいろいろな課題を吸い上げ、中央といいますか、地域福祉センターにて、こういった課題が各地域にあるのか分析し、これからどうやっていくのか考えていくというのが1つの仕事になっていくと思っておりますが、委員がおっしゃるように、地域で問題を抱えている人がどこに行けばよいのかといった場合に、中央にしかないのかということではなく、今で言えば一番身近な民生委員に相談していただいた内容がどんどん吸い上がっていくといった仕組みを考えているところです。

越阪部委員

示すと言ったのは、市側に課題があるのではないかと思っているが、その課題を示したことはあるのかということである。地域に言うのではなく、自分たちで持っていなければならない。

斎藤福祉総務

課主幹

部局の関係もありますが、福祉部と市民部がコミュニティの関係を扱っており、また、社会福祉協議会は市とは別の組織ということもありますが、これまでは、それぞれで地域で動いていたというところがあり、昨年、部局を超えた会議を、まだ1回ではありますが行いました。こういったことが課題にありますということは、地域の皆さんにはお示ししていませんが、まずは役所内での調整はしていくように今進めているところです。

松本委員

民生委員協議会、まちづくり協議会、福祉部会というのはすべて会議体

であって、一般市民からすれば、強いていえば、包括支援センターが施設の中にあり、窓口があるということぐらいで、真剣に考えているのかもしれないが、どこで、誰がそんなことを、ということが、一般市民としては肌で感じるができない。福祉部会をつくりました、連絡協議会をつくりました、福祉なんとかネットワークをつくりましたと言っても、それを一般市民はなかなか感じられない。

このため、今回は、中央であれ何であれ、今までの市役所と包括支援センターと、プラスワンとして、3つ目のいつでも誰でも、具体的な話でなくても相談にいける館ができた。要するに、いろいろな福祉政策をやっていますと言うが、みんな雲の上でやっていて、一般市民は窓口相談員がいて、例えば柳瀬の公民館に女性が1人いて、何でも相談を受けますよといったところがあってはじめて相談に行ける。そういった窓口が中央にできたので、どうぞ来てくださいと。そこで問題を解決しますよと。こういったPRの仕方をぜひしていただきたいのだがいかがか。

本橋福祉部長

こどもと福祉の未来館での相談につきましては、今一番課題となっている相談業務を入れる予定です。生活困窮者の問題、権利擁護の問題、また障害者の相談、コミュニケーションの問題、障害者の抱えている大きな問題も、今までずっと、話し合いを進めてきました。そういったことが、解決までは至らなくても、どこかにつなげられるような相談機能を持たせる施設としていきたいと考えています。

矢作委員

以前、福祉センターの図面を見せていただいた際、障害者の雇用の場などもつくっていくということでお話しいただいたと思うが、今回、条例の中ではそういった細かいことがないが、今後、規則などで決めていくのか。

斎藤福祉総務

雇用のことを規則などでうたう予定は今のところありませんが、この施設には喫茶、売店が入る予定があり、社会福祉法人のゆうき福祉会というところが入る予定となっています。

課主幹

矢作委員

今、社協でやっている団体ではなく、別の団体が入ることか。

斎藤福祉総務

そのとおりです。団体の決定は、プロポーザルで、ゆうき福祉会に決めさせていただきました。

課主幹

矢作委員

設備も整っていてやっていただくのか、それとも団体が設備も用意するのか。

斎藤福祉総務

今回は、団体側で設備を用意するという形での設置となります。

課主幹

矢作委員

この団体が喫茶をやるということで、売店も同じところがやるのか。

齋藤福祉総務 課主幹	同じ場所で、売店をやるということです。主には食べ物の売店です。
矢作委員	喫茶とおなじ団体か。
齋藤福祉総務 課主幹	そのとおりです。
末吉委員	障害者就労のことで、例えば、障害者の訓練校などでは、清掃が大きな1つのコースだったりする。また、西武グループ関連の清掃を行っている株式会社パレットに視察に行ったこともあったが、一括管理の中で、民間事業者と、障害者関連の特例子会社であったり就労支援施設が競合していくというのはなかなか厳しい部分がある。しかしそういった目で仕事を見ていくと、できることがたくさんあると思う。今の段階ではまだ検討されていないと思うが、就労支援センターも入ってくると思うので、仕事や実習をやっていけないのかと感ずるがいかかがか。
北田福祉総務 課長	総合管理ということでは、館の管理ができるところへの委託を考えていますが、特例子会社の障害者の方々は、清掃をすごく一生懸命やられる方がたくさんいらっしゃいますし、今後はそういった方々の就労の機会とい

うのは、状況をみてからになります、できる範囲のこと、先ほどおっしゃった実習なども、市の障害福祉課で受け入れを行っていますので、このあたりも踏まえて、今後検討していきたいと思います。

末吉委員

先ほどの相談窓口のことであるが、市民の方からすると、どこに相談に行けばいいのかわからないということが多々あると思う。どこでも受けま  
すよというのは置いておいて、本庁と未来館のことで言えば、未来館が掌握するのは何の相談なのか。

北田福祉総務  
課長

1階の相談窓口としましては、生活困窮者の自立支援事業、基幹型の障害の相談支援センター、障害者の就労を支援する就労支援センター、手話や要約筆記の派遣を行うコミュニケーション支援、成年後見等の権利擁護の事業を予定しています。

末吉委員

障害者差別や虐待については、必置で、相談窓口をつくらなければならないが、それは本庁舎になるのか。

北田福祉総務  
課長

そういった相談も、本庁舎でも受けられないことはないのですが、未来館で受けさせていただきます。

末吉委員

以前もこの委員会の中で言ったかもしれないが、相談に行くとあれこれ

聞かれるのが何回も続く。寝返りがいつだったかということも何回も、何回も聞かれるのがとても辛い。そういったところについて、もう少し一元化できないのかと思うがいかがか。

北田福祉総務  
課長

一度相談して、次のところに行ったらまた同じことを繰り返し話すというのではなく、相談を受けた際は、状況をよく聞き、シートのようなものにきちんと整理をして、次回いらした時や、他の連携するところにも引継ぎをきちんと行う、そういった相談体制を築いていきたいと考えています。

末吉委員

これまでの福祉の相談の中での取り組みで、一番大切だったと感じることとして、当事者同士のつながりをつくっていくことが有効であったと思う。これまでも市の対応の中で、例えば幼児グループと同じような、障害というか不安のある人たちのグループをつくるなど、横のつながりをつくってきたださっていたとは思いますが、ここで未来館という館ができた。子育て支援やその他の様々なことにもいえるが、同じ悩みを持つ当事者同士の共感であったり連帯感といったものが、根本的な解決をしないまでも、非常にそのことに対しての解決に至る大きな力になっていくと思う。そういった意味で、横の、当事者同士のつながりをつくっていくということに関しての考えは。

浅見こども支  
援課長

子育てに関しては、同じ悩みを抱えていらっしゃる方々が、広場事業に集まっただいて、そこで、例えばサークルをつくっていただいたり、サークルのような形でなくても、日々遊びに来ていただく中で、お母さん同士、お父さん同士が話をして悩みを語り合う、あるいは保育士が常駐していますので、保育士を交えてお話をしていく中で、それが本格的な相談ではなくても、その中で悩みを共有したり、解決方法を共有したりということが、集いの広場事業の主目的ですので、そういったことがしやすいような雰囲気をつくっていくことが大事だと思います。

末吉委員

もう1点、発達支援について、そういった子どもたちを、子どもたちの中に連れていくことが非常に困難であったり、辛い思いをしたりすることがある。そういった意味での横の関係でもあるのだが、悩みがない方たちとつながることも非常に大切であるし、また同時に同じ悩みを持った方たちの情報交換や共感も非常に大事だと思うが、いかがか。

青木こども福  
祉課長

発達支援事業の中にも、個別や、小集団で行う子どもへの支援のほか、保護者支援といったものも重要と考えます。ペアレントトレーニングもその1つであり、情報の交換や共有する場を設けて、親同士のネットワーク形成など、いろいろな方法はあるかと思いますが、必要な支援の1つとして考えています。

末吉委員

以前から市役所の窓口にご相談に伺ったときに、こういったところがありますということであったり、こういったグループがありますといったことであったり、いろいろなことを教えていただいて、市で行っている支援だけではなく、いろいろなことを、一生懸命教えていただいて、支援をしていただいたと思っているが、そういった意味では、市の中だけではなく国立精神神経医療研究センターや、他の公立の機関もあるし、民間の中でも様々な事業や取り組みをされているグループがあると思う。そのことについて情報把握をして、発信して、お伝えをしていくというのも非常に大切なことだと思うがいかがか。

青木こども福祉課長

広場事業の中では、子育てに関する様々な情報を発信していきます。また、発達支援事業については、通ってきてもらいながら支援をしていくこともありますし、地域支援という形で、外に出ていくような支援もありますので、そういった中で連携をしながら情報発信に努めていきたいと考えています。

松本委員

これまでも、社会福祉協議会なり、福祉部なり、いわゆる今回できる館の運営管理をするのにあたってのハード面についての話もあったが、今の話のように、ソフト面、相談業務というのが、最大の業務だと思う。今まで経験してきた相談員で解決できる問題もあるであろうが、これだけの大きな館ができるとなると、そこだけで解決できない。医療関係、あるいは

子ども・子育てに対する知見がある、そういった機関との連携というか、問題がどんどん深刻化していく中で、委託するにしても職員がやるにしても、障害者なり子どもなり、特殊な知見を持った人が、といった対応をするバックグラウンドは考えているか。

北田福祉総務  
課長

地域福祉センターについては、先ほどお話しました生活困窮者など、基本的には委託を考えています。その場合、社会福祉士などある程度専門的な資格を持った方が一次相談を行い対応しますが、そこで解決しないことも多いと思われるので、そういった場合は相手の方の悩み等を聞き、問題点をよく認識していただき、保健センターや医療機関などの適切な関係機関につなげていきたいと考えています。

吉村委員

こども支援センターの中に、子育て支援部門があるが、その中で、一般的な子育て支援ということでは、特に妊娠から出産、これは健康推進部が行っている事業であるが、こういったものも子育て支援に入ってくる。以前いただいた資料では、子育てに役立つ情報の収集、発信、またその中で、妊娠、出産、子育て、子育てサークルなどの情報の収集、整理と書いてあったが、今回の議案の中で、子育て包括支援センターのことも出ていたが、未来館の支援センターでは、妊娠、出産など、健康推進部で担っている部分についてはどの程度考えているのか。

浅見こども支  
援課長

保健センターで平成28年度から母子保健型の利用者支援員ということ  
とで、保健師の相談員が設置されると聞いています。子ども支援センター  
のほうでも、これは基本型ということで行いますが、保育士が相談員とし  
て設置されます。この双方が連携して、妊娠期、出産後のケアについて、  
互いに情報を連携、共有するという事も考えていますし、また、2階の  
こども支援センターでも、広場の中のさまざまな事業の中で、保健センタ  
ーから保健師を招いての、産前産後のケアの講習なども考えています。ま  
た、非常に重いケースで、虐待につながるようなケースが想定される場合  
は、こども支援課のこども相談センターとも連携しながらケアをしていき  
たいと考えています。

平井委員

こども支援センターの運営を委託した関係で、保健師や保育士を設置す  
ることができるのか。偽装請負との関係はいかがか。

浅見こども支  
援課長

委託するのは、広場事業であり、今申し上げた利用者支援員は直営です  
が、保育園などに設置されている地域子育て支援センターの取りまとめ  
や、館の2階部分の管理などを総合的に行いますが、広場そのものは完全  
に委託ということで線引きしますので、大丈夫だと考えています。

平井委員

もう一度確認させていただくと、こども支援センターの運営主体は市で  
あるが、広場の事業だけは委託をするという認識でよろしいか。

浅見こども支

そのとおりです。

援課長

末吉委員

利用見込みを12万人とおっしゃったかと思うが、地域福祉とこども支援をそれぞれどのぐらいの割合で見込んでいるか。

浅見こども支

2階のこども支援センターについては、平成30年度の利用見込みが、

援課長

発達支援では1万3,000組、子育て支援が人数で5万1,000人です。

北田福祉総務

1階の福祉センターについては、総合相談の基本計画では8,000人、

課長

人材育成が7,000人、ボランティアの活動支援が2,000人、健康増進、機能回復が2万1,000人です。また、社会福祉協議会の団体事務などの関係が1万9,000人といったところを想定しています。

末吉委員

国立障害者リハビリテーションセンターが近くにあるが、連携はあるのか。というのも、言語療法室を持っており、また子どもの言葉の部屋や道具があつたり、理学療法士もいるのだが、いかがか。

青木こども福

国立障害者リハビリテーションセンターには秩父学園がありますが、こ

祉課長

れまでも秩父学園とは、松原学園を含め、様々な形で連携を取っていると

ころです。国立障害者リハビリテーションセンターについては、国の直轄施設であるということで、なかなか直接的な支援は難しく、後方的支援、例えば支援センター利用者の診断が必要な際は、受け入れをしていただけるとの事です。

末吉委員

後方的な支援と、連携協定はどこが違うのか。精神保健研究センターとは連携協定だが、後方的支援というのは、行って約束をしてきたというようなことか。

青木こども福祉課長

連携協定については、協定書に基づいて、先ほどの研修や助言も含め、様々なことを支援していただいているということです。後方支援については、具体的に協定があるわけではありませんが、国立障害者リハビリテーションセンターには診療所や、リハビリ機能などもありますので、状況に応じて受け入れをしていただけるというお話でした。

### 【質疑終結】

### 【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第25号、所沢市こどもと福祉の未来館条例制定について意見を申し上げます。

今回、所沢市こどもと福祉の未来館条例が提案されております。地域福祉および子育て支援の推進を図ることを目的とする施設ですけれども、この施設の誕生に至る経過の中で、総合福祉センターを希望されて、

様々な団体の方々が、企画からも加わっていらっしゃいました。そういった方々がしっかりと活動ができること、そして今回、子ども支援の部分も入りますので、総合的な活動として、発展していくことを期待いたしまして賛成といたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前10時25分）

○議案第38号「所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第38号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

○議案第39号「所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

制度がどのように変わるのか、詳しく説明していただきたい。

井上青少年課  
長

平成27年度までは、児童館における生活クラブの利用料につきまして  
は青少年課が所管しており、徴収、滞納整理を行っていましたが、平成  
28年度からは、指定管理者がそれらの業務を行うように改正をするもの  
です。

平井委員

今までは青少年課が利用料の管理をしていたものを、これからは指定管  
理者に全部任せるということか。

井上青少年課  
長

徴収した利用料に関しては、今後は指定管理者の収入となります。これ  
までは、市で徴収したものは市の歳入となっており、それを含めて委託料  
として運営費の支払いをしていましたが、今後、利用料は全て指定管理  
者の収入としますので、運営費からその分を差し引いた残りの分を委託料  
として支払うというように流れが変わります。

平井委員

流れは変わるが、結果的には今までと同じということか。

井上青少年課  
長

運営費総額については今までと同様です。

末吉委員

滞納者は今までにいなかったのか。

井上青少年課  
長

滞納者は若干おりましたが、収納率としては99.45%あります。滞納整理につきましても青少年課で行っていました。指定管理者へ任せることになると、青少年課が滞納整理を行うよりも、実際に子どもを預かっている現場が行うほうが収納に関してもメリットになるのではないかと感じております。

吉村委員

第4条第3項が追加されたが、どのように変わるのか伺いたい。

井上青少年課  
長

業務に関してはほとんど変わらず、これまでは入所決定に関する業務について条例に規定がありませんでしたが、所沢市立児童クラブ条例には既に規定されておりました。整合性をはかるためにも、今回の条例改正にあわせて行ったものです。

吉村委員

児童クラブと同じようになったということか。

井上青少年課  
長

そのとおりです。

吉村委員

入所決定の判断は、児童館や児童クラブが行っていて、これからも行う  
ということか。

井上青少年課  
長

流れを申し上げますと、入所申請を指定管理者で受け、現在は定員をオ  
ーバーしておりますので点数付けを行い、入所選定をいたします。それを  
一覧にして市へ提出し、市が内容のチェックをしまして承認いたします  
と、最終的に指定管理者から入所決定通知をする、という流れになります。

矢作委員

例えば、障害があるお子さんの入所の判定についても指定管理者が行う  
ことになるが、そういう場合の人員配置については市と相談をして決めて  
いくということでしょうか。

井上青少年課  
長

障害児の入所に関しては、特別支援級の児童、手帳の所持、医療機関の  
診断などが確認できれば加配の対象となります。重度の場合は、市で観察  
保育を行い、必要に応じた加配を行います。なお、契約については別委託  
という形で対応します。

吉村委員

利用料を指定管理者の収入にするということについては、児童クラブに

については既にそうになっていたのか。

井上青少年課  
長

いわゆる学童クラブについては、これまでもそのような方法でした。

末吉委員

生活クラブには定員があるが、児童クラブは事業者の判断で入所の人数を決定するのか。

井上青少年課  
長

児童クラブは定員がないということで、市としては、できるだけ待機児童が出ないように受け入れをお願いしています。平成28年度については、想定以上の入所申し込みがあったクラブもありますので、市と協議した上で受け入れを制限したところもあります。

末吉委員

それでは、入所決定は事業者が行うとしても、市が指導しているということによろしいか。

井上青少年課  
長

入所決定をする前に、全て市へ相談いただいたうえで承認をしております。

末吉委員

利用料という名称にしたことについて、何か議論があったのか伺いたい。

井上青少年課長 市長の答弁がありましたが、事前にそういった話があり、青少年課としては平成28年の入所申し込み手続きが進んでおりました。そこで直すのは難しく、今回は利用料のままといたしました。利用料という名称にした理由は、平成27年に国の制度が変わったときに利用料という表現だったため、それに合わせて条例でも利用料といたしました。今後どのようにするかは協議していければと思います。

末吉委員 指導料、利用料の定義を伺いたい。

井上青少年課長 指導料については、以前からNPO所沢市学童クラブの会では使用していました。指導しているということで、施設の利用というより、指導を主に考えた言い方だと思います。市長についても、児童に対してしっかりと関わりを持つという思いから話がありました。

末吉委員 利用する市民の考えもあると思う。どちらの視点に立つかだと考えるが、今後、市民の意見も聞いていくということによろしいか。

井上青少年課長 利用料に変更したときには問い合わせや問題もなく、今回市長から話があり、何かご意見が寄せられれば聞いていきたいと思っています。

矢作委員 先ほど、受け入れを制限したクラブがあるという答弁があったが、どの学年の児童が入れなかったのか伺いたい。

井上青少年課長 基本的には低学年の点数が高いので、小学校四年生、五年生、六年生の児童が多いと思います。

矢作委員 保留児の多い地域はどこか。

井上青少年課長 地域というより、保留者が2桁ある児童クラブを申し上げます。安松児童クラブが15人、小手指児童クラブが13人、明峰児童クラブが11人保留となっております。

松本委員 学習塾のような、放課後の児童を預かる事業に乗り出している民間の団体が増えてくると、児童クラブ等を利用している保護者から新たな要望があつたりしないのか。

井上青少年課長 今のところ、そういう要望はありません。現状寄せられている要望の中で一番多いのは、入所できなくなるという危機感からのものです。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第39号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時42分）

（説明員交代）

再 開（午前10時44分）

○議案第23号「所沢市保健医療計画推進委員会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

平井委員

4年間で、保健医療計画をつくるという理解でよろしいか。

岸保健医療課

長

4年間のうちに、保健医療計画の進行管理や評価を行い、4年間の後半には、次期の計画の策定を行いますので、そこまで委員に関わっていただくという考え方です。

平井委員

進行管理も含めて、計画をつくって次につなげるという話であるが、年何回ぐらいやる予定か。

岸保健医療課

長

今のところ、年3回を予定しています。

平井委員

時々状況に応じて、パブコメや、意見を言う場所があるような計画になっているのか。

岸保健医療課

長

パブコメということは、今のところ想定していません。会議の中で委員さん方から、専門分野に応じたご意見をいただこうと考えています。

平井委員 委員のみなさんはその分野の専門であるので、そういったことは求めないということであるが、中間の報告というか、今こういったことをやっていますということをどこかで公表するようなことは考えているか。

岸保健医療課長 取り組みの事業の進捗具合については、委員会に諮るとともに、毎年公表していきたいと考えています。

末吉委員 18人体制を予定しているということであったが、公募による市民4名について、市民の方に専門的分野を求めるのか、それとも本当に一般市民なのか。

岸保健医療課長 市民の方々には、専門的な分野をというよりも、市民としての感覚でのご意見を求めたいと思います。専門的というよりも、一般的なご意見を求めたいと考えています。

末吉委員 この中で、女性の割合はどのぐらいになるか。

岸保健医療課長 所沢市審議会等の委員選任要綱では、審議会等の委員数のうち10分の4以上は女性委員とするよう努めるものとするということになっておりますので、全体として、そうなるように努めたいと思います。

矢作委員

今、公募による市民について質疑があったが、こういった形で選ばれるのか。最近多いのはランダムで選んだ中から希望者を募るという形が多いが、そういう形か。

岸保健医療課

無作為抽出で行いたいと思います。

長

矢作委員

その4名の方全員をそういった形で選ぶのか。

岸保健医療課

そのとおりです。

長

矢作委員

その中に、女性の方は2人ぐらいいるかどうかという考え方か。

岸保健医療課

そうなるように努めたいと考えています。

長

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前10時51分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第1回（3月）定例会

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について  
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について